

7-01. 訴状の法的論点整理

対応モデル：GPT-5 / Claude 4.5 Sonnet / Gemini 2.5 Flash

難易度・リスク：**★★★**（人手レビュー必須）

推定時間短縮：**2 時間～4 時間**

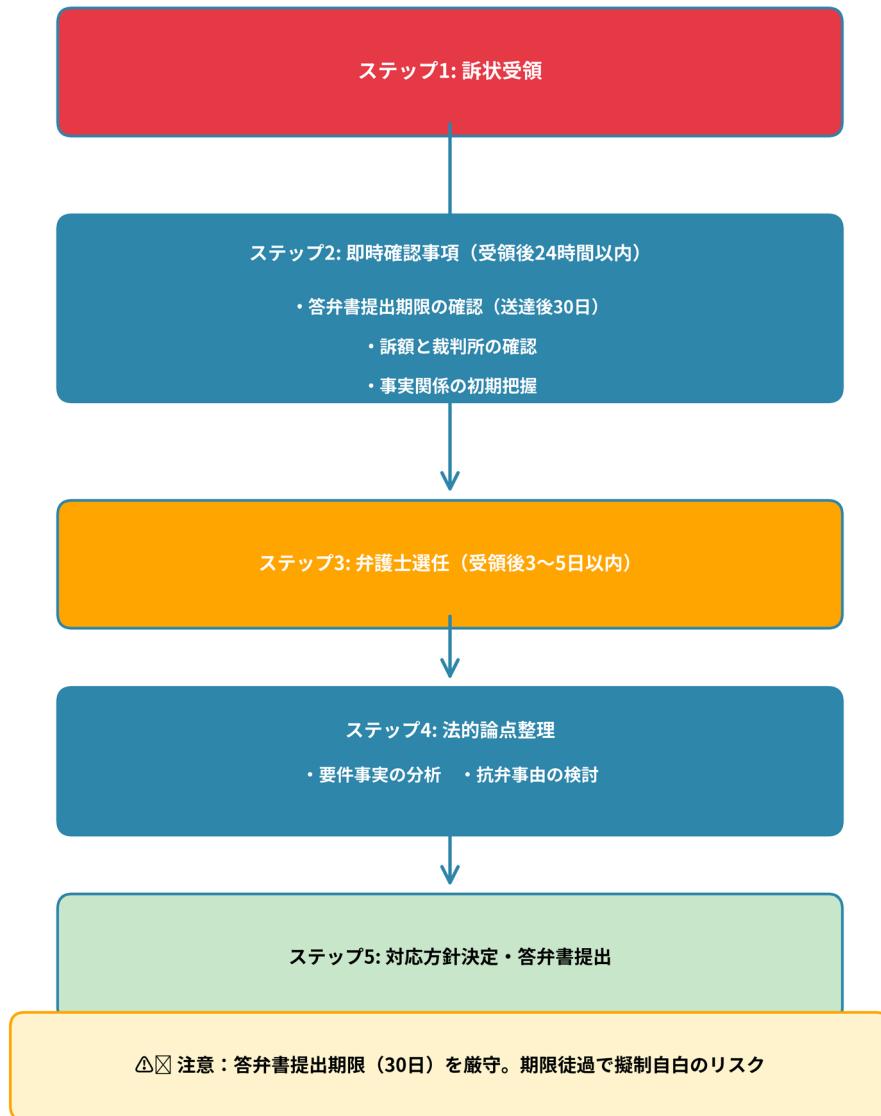
④ 目的

訴訟を提起された際に、訴状に記載された相手方の主張を法的に分析し、請求原因の要件事実を整理することで、初動対応の判断材料を迅速に得る。答弁書作成・和解交渉・弁護士選任の準備に活用できます。

⑤ プロンプト本体（コピペ用）

図 1: 訴状対応の全体フロー

図1: 訴状対応の全体フロー



■ プロンプト本体（このボックスをコピーして使用）

あなたは民事訴訟実務に精通した企業法務担当者/弁護士です。日本法（民事訴訟法、民法、商法等）に基づき、訴状の法的論点を体系的に整理してください。

【入力情報】

- 訴状の PDF または全文テキスト：[訴状の内容をペースト]
- 訟讼物の価額：[金額]円
- 請求の趣旨：[原告が求める判決内容]
- 請求の原因：[訴状記載の請求原因の要旨]
- 当事者情報：原告[氏名/会社名]、被告[当社名]

- 訴訟類型（分かる範囲で）：[売買代金請求/損害賠償請求/不当利得返還請求 等]

[不明な項目は「不明」と記載してください]

【処理手順】

- 1) 訴訟物の特定：原告が何を求めているか（給付請求/確認請求/形成請求）を明確化
- 2) 請求原因の要件事実分析：原告が主張する法律要件（契約の成立、債務不履行、不法行為等）を要件ごとに分解
- 3) 抗弁・再抗弁の検討：被告側の反論として考えられる抗弁（弁済、相殺、時効、過失相殺等）をリストアップ
- 4) 証拠評価：訴状に添付された証拠（契約書、メール、請求書等）の証明力を評価
- 5) 立証責任の所在：各要件事実について、原告・被告のどちらが立証責任を負うかを明示
- 6) 訴訟対応方針案：全面的に争う/一部認諾/和解交渉/反訴提起等の選択肢を提示

【出力形式】

- 訴訟物の整理：訴訟物の種類（給付/確認/形成）、請求額、請求の根拠法令
- 請求原因の要件事実表：原告が主張する法律要件を要件ごとに表形式で整理
- 争点整理表：認める事実/否認する事実/不知の事実を明確に区分
- 抗弁・再抗弁の検討表：被告側の反論可能性をリスクレベル（高/中/低）とともに列举
- 証拠評価表：訴状添付証拠の証明力を評価し、反証の必要性を判断
- 時効・除斥期間チェック：消滅時効・除斥期間の確認（該当する場合は時効援用の可能性）
- 訴訟対応方針案：3案程度の対応シナリオ（全面的に争う/部分的に認諾/和解交渉）とそれぞれのメリット・デメリット

【重点観点】

以下の点を必ず検討してください：

- 要件事実の漏れなき把握（主要事実/間接事実/補助事実の区別）
- 消滅時効・除斥期間の確認（民法 166 条、724 条等）
- 立証責任の所在（原告立証事項/被告立証事項の明確化）
- 相殺・反訴の可能性（被告側の請求権の有無）

- 訴訟費用の負担見通し（勝訴/敗訴/和解の各場合）
- 答弁書提出期限の確認（訴状送達から 30 日以内が原則）
- 裁判管轄の適法性（専属管轄/合意管轄/関連管轄の確認）

【チェックリスト】

出力前に以下を確認してください：

- 実名・機微情報は含めていないか
- 条文根拠は出典明示されているか（民法〇条、民事訴訟法〇条等）
- 入手レビュー必須項目はマーク済みか（訴訟対応は必ず弁護士に相談）
- 要件事実論の基本に則った分析がなされているか
- 立証責任の所在が各要件について明示されているか

【注意事項】

- 本出力は法的判断の代行ではなく、検討材料の提供です
- 訴状を受け取った場合は、直ちに弁護士に相談してください
- 答弁書の提出期限は厳守してください（期限超過は擬制自白のリスク）
- 最終的な訴訟方針は、弁護士と協議の上で決定してください

💡 入力例

【入力例：売買代金請求訴訟】

訴訟物の価額：500 万円

請求の趣旨：

「被告は原告に対し、金 500 万円及びこれに対する令和 6 年 4 月 1 日から支払済みまで年 3% の割合による金員を支払え」との判決を求める。

請求の原因（要旨）：

- 原告（A 社）と被告（B 社）は、令和 5 年 10 月 1 日、A 社が B 社に対し製造装置 1 台を代金 500 万円で売却する旨の売買契約を締結した。
- A 社は同年 11 月 15 日、製造装置を B 社の工場に納入し、B 社はこれを検収した。
- 契約書第 5 条により、代金の支払期日は納入日から 30 日後（令和 5 年 12 月 15 日）とされた。

4. しかし、B 社は期日までに代金を支払わず、現在に至るまで未払いである。
5. よって、A 社は B 社に対し、売買代金 500 万円及び遅延損害金（年 3%）の支払いを求める。

訴訟類型：売買代金請求訴訟（民法 555 条、559 条）

添付証拠：売買契約書（甲第 1 号証）、納品書（甲第 2 号証）、検収書（甲第 3 号証）、請求書（甲第 4 号証）

◆ 出力例

【訴訟物の整理】

訴訟物の種類：給付請求（金銭債権）

請求額：元本 500 万円 + 遅延損害金（令和 6 年 4 月 1 日～支払済みまで年 3%）

根拠法令：民法 555 条（売買）、559 条（売買代金の支払義務）、415 条（債務不履行）

【請求原因の要件事実分析】

売買代金請求権の要件事実（立証責任：原告）

① 売買契約の成立（民法 555 条）

訴状の主張：令和 5 年 10 月 1 日、製造装置 1 台を代金 500 万円で売却する契約締結

証拠：売買契約書（甲第 1 号証）

立証責任：原告（A 社）

② 目的物の引渡し（民法 555 条）

訴状の主張：令和 5 年 11 月 15 日、製造装置を B 社工場に納入し、検収済み

証拠：納品書（甲第 2 号証）、検収書（甲第 3 号証）

立証責任：原告（A 社）

③ 代金支払期日の到来

訴状の主張：契約書第 5 条により、支払期日は令和 5 年 12 月 15 日

証拠：売買契約書第 5 条（甲第 1 号証）

立証責任：原告（A 社）

【争点整理表】

認める事実：

- 売買契約の締結（令和 5 年 10 月 1 日）

- 製造装置の納入（令和 5 年 11 月 15 日）

否認する事実（想定）：

- 製造装置に瑕疵があり、検収は有効に成立していない

- 代金支払期日前に製造装置が故障し、A 社の債務不履行がある

【抗弁・再抗弁の検討表】

抗弁 1：同時履行の抗弁（民法 533 条）

- リスクレベル：低
- 理由：製造装置は既に納入・検収済みであり、A社の債務は履行済み。B社の代金支払義務は履行期が到来している。

抗弁 2：相殺（民法 505 条）

- リスクレベル：中
- 検討事項：B社がA社に対して反対債権を有するか確認が必要。製造装置の瑕疵による損害賠償請求権等が考えられる。

抗弁 3：消滅時効（民法 166 条）

- リスクレベル：低
- 理由：支払期日（令和 5 年 12 月 15 日）から提訴時点まで約 1 年強であり、消滅時効期間（5 年）は経過していない。

抗弁 4：瑕疵担保責任に基づく代金減額請求/損害賠償請求（民法 562 条、564 条）

- リスクレベル：高
- 検討事項：製造装置に契約不適合（瑕疵）があるか、検収後に瑕疵が発見されたか、A社への通知期間（検収から 1 年以内）内に通知したか、を確認する必要がある。

【証拠評価表】

● 甲第 1 号証（売買契約書）：証明力【高】

→ 売買契約の成立、代金額、支払期日を立証。B社代表者の記名押印あり。

● 甲第 2 号証（納品書）：証明力【中】

→ 製造装置の納入日を立証。ただし、B社の受領印がない場合は証明力が低下。

● 甲第 3 号証（検収書）：証明力【高】

→ 製造装置の引渡しと検収完了を立証。B社担当者の署名あり。瑕疵担保責任の抗弁に対する重要な証拠。

● 甲第 4 号証（請求書）：証明力【中】

→ 代金支払期日の到来を補強。ただし、A社が一方的に発行したものであり、B社の承認がない場合は証明力が限定的。

【訴訟対応方針案】

【方針 A：全面的に争う】

- メリット：原告の請求を全て退け、支払義務を免れる可能性

- デメリット：訴訟が長期化し、弁護士費用が増大。全面敗訴の場合、訴訟費用も負担。
- リスク：製造装置に明らかな瑕疵がない場合、勝訴は困難。

【方針 B：一部認諾 + 反訴/相殺】

- メリット：製造装置の瑕疵に基づく損害賠償請求権で相殺し、支払額を減額できる可能性。
- デメリット：瑕疵の立証が必要。損害額の算定が困難。
- 推奨条件：製造装置に明らかな瑕疵があり、修理費用の証拠がある場合。

【方針 C：早期和解】

- メリット：訴訟費用・時間を節約。分割払い等の柔軟な条件で合意できる可能性。
- デメリット：一定額の支払義務を認めることになる。
- 推奨条件：B 社の資金繰りが一時的に悪化しているが、支払能力自体はある場合。取引関係を継続したい場合。

【推奨方針】

現時点では 【方針 C：早期和解】 を推奨します。理由：①原告の証拠（契約書・検収書）は揃っており、被告側の全面勝訴は困難、②製造装置の瑕疵に関する具体的な証拠が不足している場合、相殺抗弁も成立しにくい、③訴額 500 万円に対し、訴訟が長期化すると弁護士費用が 100 万円超となる可能性があり、経済合理性に欠ける。ただし、製造装置に明らかな重大な瑕疵がある場合は、【方針 B】も検討に値します。

【次のアクション】

1. 直ちに弁護士を選任し、答弁書作成を依頼（提出期限：訴状送達から 30 日以内）
2. 製造装置の瑕疵に関する証拠（修理記録、写真、見積書等）を収集
3. B 社の資金繰り状況を確認し、和解金の支払能力を評価
4. 取引継続の意思があるか経営層に確認
5. 弁護士と協議の上、第 1 回口頭弁論期日までに訴訟方針を確定

⌚ カスタマイズのポイント

自社向けに調整する場合

- 訴訟類型（契約関係/不法行為/不当利得等）に応じて、要件事実の分析項目をカスタマイズ
- 社内の決裁基準（訴額○円以上は取締役会決議等）に応じて、対応方針の選択肢を調整
- 顧問弁護士がいる場合は、「直ちに顧問弁護士に連絡」と明記
- 業種特有の論点（建設業の瑕疵担保責任、IT業の仕様変更等）を重点観点に追加

業種別の注意点

| 業種 | 特記事項 |
|-----------|--|
| 製造業 | 製造物責任（PL法）、契約不適合責任（瑕疵担保責任）の検討が重要。製造装置・部品の納入案件では、検収の有効性が争点となりやすい。 |
| IT・ソフトウェア | システム開発契約では、仕様変更・追加開発の範囲が争点。準委任契約か請負契約かで要件事実が異なる。著作権侵害の有無も確認。 |
| 建設・建築 | 請負契約の瑕疵担保責任（契約不適合責任）、工期遅延の責任、追加工事の範囲が争点。建設業法の適用にも注意。 |
| 小売・サービス | 消費者契約法の適用（BtoC取引の場合）、クーリングオフ、特定商取引法の適用有無を確認。割賦販売法の適用にも注意。 |

？ よくある質問

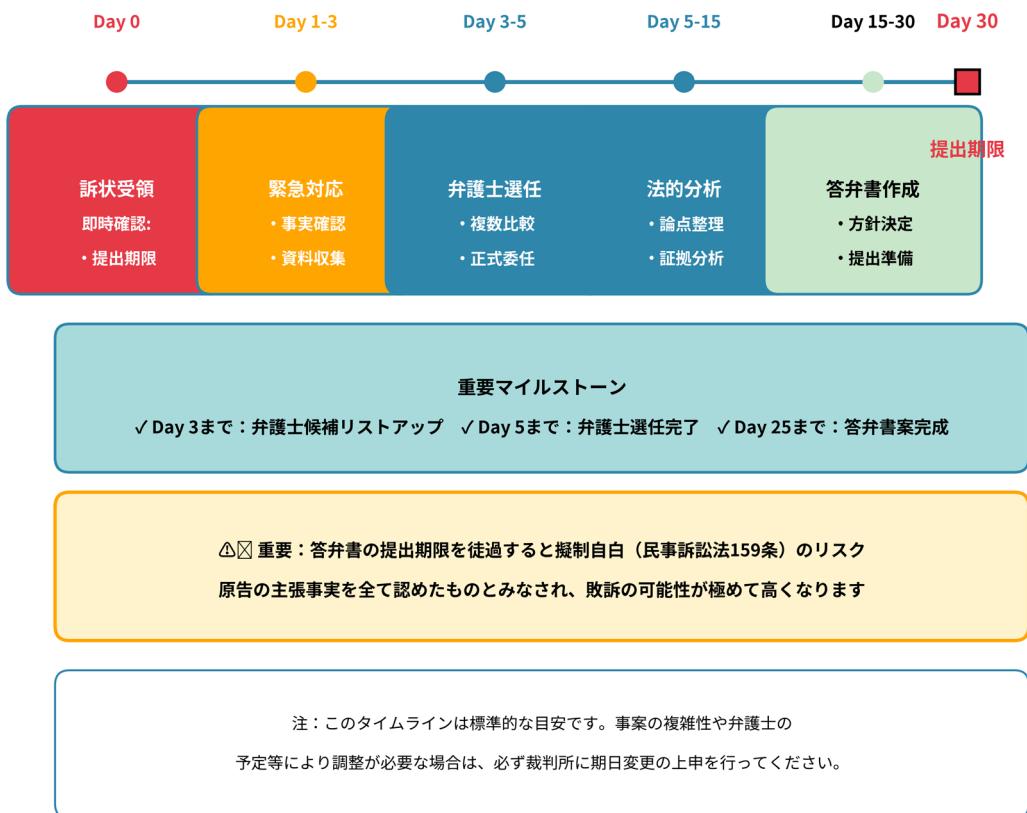
Q1: 訴状を受け取ったままず何をすべきですか？

A: 答弁書の提出期限を確認し、直ちに弁護士を選任してください。答弁書の提出期限は、原則として訴状送達から30日以内です（民事訴訟法158条）。期限を超過すると、原告の主張事実を全て認めたものとみなされる危険があります（擬制自白、民事訴訟法159条）。訴訟対応は専門的知識が必要ですので、企業法務に精通した弁護士に依頼することを強く推奨します。

Q2: AIの論点整理をそのまま答弁書に使えますか？

図3: 初動対応30日タイムライン

図3: 初動対応30日タイムライン



A: 絶対に使えません。AIの出力は「初動対応の検討材料」に過ぎず、法的判断を代行するものではありません。訴訟対応は弁護士法第72条により弁護士のみが行える業務です。必ず弁護士に相談し、個別の事案に応じた法的判断を仰いでください。AIの出力をそのまま答弁書に使用した場合、法律論が不十分であったり、事実関係の把握が不正確であったりするリスクが極めて高く、敗訴の原因となります。

Q3: 訴額が少額の場合、弁護士費用の方が高くつきませんか？

A: 訴額と弁護士費用を比較し、経済合理性を検討する必要があります。訴額が50万円以下の場合、少額訴訟手続（民事訴訟法368条）の活用も検討してください。ただし、以下の場合は訴額に関わらず適切に対応すべきです：①判例形成や企業の信用問題に関わる事案、②同種訴訟が多数提起される可能性がある事案、③取引先との継続的な関係に影響を与える事案。また、敗訴した場合、相手方の弁護士費用の一部を負担させられる可能性もあるため（民事訴訟法61条、訴訟費用）、単純に自社の弁護士費用だけで判断すべきではありません。

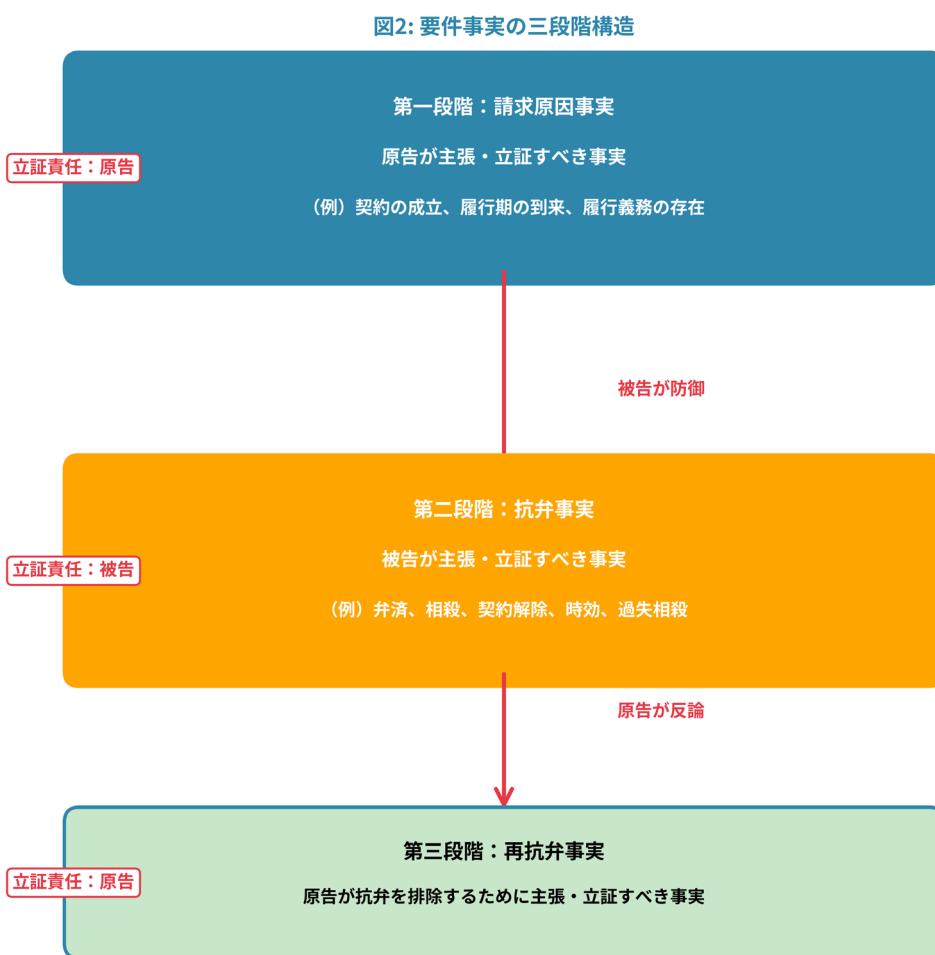
Q4: 要件事実論とは何ですか？なぜ重要ですか？

A: 要件事実論とは、法律効果（権利の発生・変更・消滅）を基礎づける具体的な事実を体系的に整理する理論です。民事訴訟では、原告が請求を認めてもらうために主張・立証すべ

き事実（請求原因事実）、被告が原告の請求を阻止するために主張・立証すべき事実（抗弁事実）、原告が被告の抗弁を排除するために主張・立証すべき事実（再抗弁事実）を明確に区別します。要件事実論に基づいて主張を構成しないと、①立証責任の所在を誤る、②必要な主張・立証を漏らす、③不必要的事実を主張して争点を拡散させる、といった問題が生じ、敗訴のリスクが高まります。

② 関連プロンプト

図2: 要件事実の三段階構造



このプロンプトと併せて使うと効果的：

- 7-02. 答弁書作成の骨子案 - 論点整理の結果を踏まえた答弁書の構成案作成
- 7-03. 証拠リストの作成 - 主張を裏付ける証拠の体系化
- 7-04. 和解条件の検討 - 経済合理性と法的リスクを踏まえた和解金額の試算
- 7-06. 訴訟リスクの定量評価 - 敗訴確率と損害額の試算

△ 重要な注意事項

⚠ 必ずお読みください

【法的位置づけ】

- AI 出力は「分析の材料」「検討の視点」を提供するものです
- AI 出力をそのまま法的判断として使用しないでください
- 訴訟対応は必ず弁護士に相談し、法的判断を仰いでください

【情報セキュリティ】

- 訴状の全文を AI に入力する際は、実名・住所・電話番号等の個人情報をマスキングしてください
- 機密性の高い契約内容・営業秘密は匿名化または伏せ字にしてください
- 各 AI のセキュリティ設定と利用規約を必ず確認してください

【弁護士法第 72 条との関係】

本プロンプトは「法律事務の代行」を行うものではありません。訴訟対応は弁護士法第 72 条により弁護士のみが行える業務です。訴状を受け取った場合は、直ちに弁護士を選任し、訴訟代理人として委任してください。

【訴訟対応の緊急性】

- 答弁書の提出期限（訴状送達から 30 日以内）は厳守してください
- 期限を超過すると、原告の主張を全て認めたものとみなされる危険があります（擬制自白）
- 訴訟は時間との勝負です。訴状を受け取ったら、即座に対応を開始してください
- 第 1 回口頭弁論期日に欠席すると、原告の請求を認めたものとみなされる可能性があります（民事訴訟法 158 条、159 条）

【AI 出力の限界】

- AI は訴状の形式的な分析はできますが、事実関係の真偽判断はできません
- 証拠の証明力評価は、実際の証拠を見て判断する必要があります
- 訴訟戦略の立案には、依頼者との詳細なヒアリング、証拠の精査、裁判官の傾向分析等が必要であり、AI のみでは不可能です
- 最新の判例・法改正は AI の学習データに含まれていない可能性があります。必ず弁護士に最新の法令・判例を確認してもらってください